

## 審議会等の会議結果報告

1. 会議名	令和2年度第2回松阪市男女共同参画審議会
2. 開催日時	令和2年9月7日（月） 午後2時～午後4時
3. 開催場所	松阪市産業振興センター 人材育成講座室
4. 出席者氏名	【委員】久保会長、松本副会長、青木委員、植村委員、 北村真委員、北村元議員、木野本委員、草野委員、 向坂委員、小林委員、柴田委員、鈴木委員、田上委員、 中村委員、服部委員、前田委員、南委員 【事務局】 環境生活部長（村林） 人権・男女共同参画課長（武田） 人権・男女共同参画課男女共同参画係長（米本） 人権・男女共同参画課会計年度任用職員（長岡）
5. 公開及び非公開	公開
6. 傍聴者数	1人
7. 担当	松阪市環境生活部 人権・男女共同参画課 TFL 0598-53-4339 FAX 0598-22-3533 e-mail jinkyō.div@city.matsusaka.mie.jp

### 議事

1. 松阪市男女共同参画プラン（中間案）について

### 議事録

別紙のとおり

## 令和2年度 第2回松阪市男女共同参画審議会会議録

- ・日 時：令和2年9月7日（月） 14時 ～ 16時00分
- ・場 所：松阪市産業振興センター 人材育成講座室
- ・出席者：○委 員 久保会長、松本副会長、青木委員、植村委員、北村真委員、北村元委員、木野本委員、草野委員、向坂委員、小林委員、柴田委員、鈴木委員、田上委員、中村委員、服部委員、前田委員、南委員  
【欠席：岩田委員、奥田委員】  
○事務局 人権・男女共同参画課長、男女共同参画係長、  
人権・男女共同参画課会計年度任用職員  
○傍聴者 なし

### 1. あいさつ

### 2. 議事

#### (1) 松阪市男女共同参画プラン（中間案）について

会 長：(1) 松阪市男女共同参画プラン（中間案）についてということで、事務局よりご説明よろしく  
お願いいたします。

事務局：－松阪市男女共同参画プラン（中間案）について、第1章、第2章、第3章の説明－  
以上です。

会 長：プラン説明ということで説明ございましたが、目次をお見通しいただきたいのですが、赤字の  
ほう結構あります。変更、修正、削除、文言の訂正ありますけれども、いかがでしょうか。前  
回到委員さんに、ご意見ありましたらということで、事務局のほうにお示しいただいたかと思  
いますが、ご意見等ございましたら。それでは、第4章の現状と課題及び施策の方向に進めて  
まいります。まずは、8ページ基本施策Ⅰ. 男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進で  
すが、事務局からご説明お願いいたします。

事務局：－基本施策Ⅰ. 男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進について説明－

8ページの男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進におきましては、男女の地位の平等  
感について、学校では、「平等である」の割合が、半数を超えていますが、「家庭」「職場」「地  
域社会」「社会通念、慣習、しきたりなど」では、多くの人が男性が優遇されていると感じてお  
り、男女の地位等の不平等感が存在している状況がみられます。固定的な性別役割分担意識や  
性差による偏見が解消されるよう、広報、啓発活動を展開し、意識の普及と教育の推進に努め  
ます。ここでは、素案からの変更としましては、就学前の子どもたちへの教育の重要性から、

8ページのところでも、「家庭や地域をはじめ」のあとに、保育園、こども園、幼稚園といったふうに具体的に表記をしまして、10ページでも就学前の子どもに対しての施策ということで、こども未来課が担当課になりますが、「日々の園生活を通じて、子ども一人ひとりの個性を大切に、また感性を生かしつつ、性別等にとらわれない保育・教育を実施します。」という施策を追加しております。

会 長：基本施策Ⅰ.について、事務局よりご説明いただきました。文言を増やしていただいたところ、また担当課を加えていただいたところ、網羅していただいたところあるんですが、いかがでしょうか。ご意見等いただければと思います。

委 員：9ページの施策の概要のところなんですけど、赤字の「男女共同参画の視点を取り入れ作成します。」ということで、何を作成するという目的語が入ってないんですけど、これは特に無しでもいいのかと思ったのと、担当課なんですけど、矢印でしてあるんですけど、担当課の順番というのは、市役所の組織図順で決めてあってなのか、何の順番なのかお聞きしたい。

会 長：事務局説明をお願いします。

事務局：はい、担当課のほうは委員の言われましたとおり、組織の順番で、各部の順もありますので、その順になっております。何をということが入っておりませんので改めさせていただきます。

会 長：ご指摘いただきましたので、目的語があるほうがよりわかりやすいかと思っておりますので、そのところ事務局のほうでご検討お願いいたします。他には、いかがでしょうか。

委 員：私は子どものほうが専門なので、8ページ、10ページのほうで子どもの個性を大切にということで、良くなったのではないかと思いました。

会 長：ありがとうございます。という喜ばしい意見いただきました。

委 員：同じです。

会 長：ここは、皆さんご指摘いただいていたんですね。そのように修正していただきましたので、よかったです。他いかがでしょうか。

委 員：10ページですけど、①「日々の園生活を通じて」「性別等にとらわれない保育・教育を実施します。」と書いてあるんですが、この表現が「性別等に」もう少し表現の仕方が気になるんです。言われるのはよくわかるけど。

会 長：どうですか、表記の仕方。他にいい案があれば、ご意見いただくとありがたいですが。

委 員：ここで言っているのは、例えば幼稚園なんかで子どもの男の子、女の子の色分けであるとか、中学校なら女の子は家庭科、男の子は技術科 そういったことを指して言っているんだけど、こうなってくると、ちょっと広く取られすぎるんじゃないかというご意見なんですね、多分。

委 員：「固定的な概念にとらわれず」ということですね、結局男の子はこうだ、女の子はこうだというふうに決めつけない。

会 長：そのほうが柔らかいですね。「性別に」というとちょっと。

委員：着替えも男女一緒にすればいいじゃないかとか極端にはしることになるといけないということ。

会長：というようなご意見いただいていますけど、いかがでしょうか。

事務局：ありがとうございます。担当課とも調整させていただきます。

会長：先ほど言われました言い回しも、ご意見いただいていますのでそれも含めながら、ご検討いただければと思います。他いかがですか。

委員：10ページの③ですが、多様な性に関する講演会・講座等の開催とあるんですが、これは大事なことなんですけども、女性の人権について知るといってもまだまだ、消さなくてもいいんじゃないかと思うんです。前は女性の人権と書いてあったんですね。

会長：削除しないでいいのではないかとということですか、どうでしょう。

委員：私も、女性の人権プラス多様な性でいいんじゃないかと思ったんですけど。

会長：というご意見いただいています。女性の人権や多様な性に関する…。

委員：「女性の人権および多様な性に関する」、男女共同参画課ですからね。

事務局：ご意見ありがとうございます。

会長：他いかがですか。では、次に進めさせていただきます。12ページ、基本施策Ⅱ、政策・方針決定の過程における男女共同参画の推進ですが、事務局ご説明をお願いします。

事務局：12ページからの基本施策Ⅱ、政策・方針決定の過程における男女共同参画の推進におきましては、市政に女性の視点や意見を反映させるため、市の審議会等の女性委員の登用を促進しております。各部局に女性委員の登用状況について調査、情報の提供を行いながら、現プランの目標値である7年度35%に向け取り組んでいきます。令和2年4月1日現在の女性委員の登用率は33.7%です。行政をはじめとして、様々な組織運営につきまして男女を問わず参画できるように能力に応じた性差のない登用、ポジティブ・アクションを含めた多様な発想や価値観が反映された男女共同参画のまちづくりを展開するよう働きかけを行ってまいります。ここでは、大きく変更した箇所はないのですが、14ページの(3)「ポジティブ・アクションを実施します。」の前の「必要に応じて」というところを削除しております。施策の概要で地域組織のところを「住民自治協議会等」というところを無くし「地域組織」とさせていただき、「事業所等に対し」というところも文言を修正しております。

会長：それでは、基本施策Ⅱ、について、何かご意見ございませんでしょうか。

委員：13ページの「住民自治協議会等の」というのを消してありますね、名称等がこの起案あげたときにはまだ決まっていなかったのかと思うんですけど、どうなんですか。

事務局：この「住民自治協議会」なんですけど、令和3年の4月から新しく名称が変わることになっておりまして、このプランを皆さんにお出しするときには、まだその名称が時期的に4月1日からということになりますので、担当課とも何度もどういう言い方がいいのか調整した結果、そこを抜いて「地域組織」という言い方をしています。

委員：正式な名称を、こういう名称になると新聞紙上に出てましたよね。まだあきませんか。

事務局：ただ、こういう計画等に載せるのにはということで。載せさせていただくのがいちばんわかりやすくいいんですけども、今の段階でまだ出せないということをおっしゃったので。また先で、もし載せれるということであれば、そこは新しい組織名ということで記載したいと考えております。

委員：相談してもらって。

事務局：はい。

会長：ということでございますので、ちょっとまだ公に確定というか、お示しするにはちょっと時期尚早ということですね。他いかがですか。

委員：いつから。

事務局：出来上がりですか、今年度中、令和2年度中です。

委員：令和2年度中ということは、令和3年になるからよろしいのでは。会議があって、3年4月からは使うということで話はなってるから、その以降にできるのであればよろしいのと違うんですか。

事務局：この作成時期が4月までの…。

委員：私は、これ削除したほうがいいと思います。新しい名前がどうなるうとも、自治会も残るんですよね。今の地域協議会でも、下でいろいろ組織、その中に自治会もあります。ですので、男女共同参画という意味でいきますと、自治会も必要ですし、まちづくり協議会とかそのような組織でも必要だと思うので、逆に言うと、これ外したほうが、市民でトータルで考えないといけないよということを言おうとしていることになるのではないのでしょうか。

会長：という委員からのご意見いただいておりますが、事務局いかがですか。

委員：自治会も公民館も住民協議会も全部これ入っているということですね、自治協議会も。自治会だけじゃない、まち協だけじゃないんですか。

事務局：そこも含めて「地域組織」ということで、大きな枠組みの中で挙げさせていただいておりますので、ご理解いただければと。

会長：そのところ色々ご意見あるかと思いますが、今のところ確定していないので削除させていただきますとの事務局からのご説明いただきましたので、そういうことでご理解の程お願いいたします。

委員：14ページなんですけど、削除していただいてより強くなって良かったと思います。

会長：ありがとうございます。次に、15ページの基本施策Ⅲ、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の啓発と推進ですが、事務局よりご説明お願いいたします。

事務局：基本施策Ⅲ、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の啓発と推進におきましては、女性が職業を持つことについて、子どもができてみずっと職業を持ち続ける方がよいと考える

人が、前回の市民意識調査と比較すると増えております。子育てに対する負担が女性に集中することから、ワーク・ライフ・バランスの啓発と普及を行っていきます。また多様なライフスタイルに対応した子育てや介護支援の充実を図って行きます。ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて社会的な機運の醸成を図るとともに、年齢や性別にかかわらず、それぞれの生活スタイルに対応した多様で柔軟な働き方や生き方ができるよう、長時間労働などの見直し、固定的性別役割分担意識の解消につながる意識啓発と推進に努めていきます。

ここでは、現状と課題のところは、前回のプラン素案では、男性中心型労働慣行の見直しというような言い方をしておりましたが、現状に合わせてそれだけではないということで少し現状と課題のところの文言を変更しております。

会 長：それでは、基本施策Ⅲ. について、何かご意見ございましたら、お願いいたします。

結構15ページ、削除していただいておりますが。

委 員：アンケート取られた時には、コロナは全然関係ない状態ですね。次回なんかは、在宅勤務ができるような環境の整備とか、そういうところの数字がだいぶと違ってくるかもわかりませんね。

会 長：変わりますね。

委 員：楽しみにしとるんですわ。

会 長：本当に、コロナが入ってくると、変わりますよね。生活環境がかわる。

委 員：このアンケートを取ってるうちに、いろんなこと起こって、段々変わってきて、せっかく議論したのも方向も変わって、それが世の中の常かなと思うけど。家で仕事をするようになると、人との繋がりや煩わしさのないとか、色々といい面と悪い面が出てくると思うんですね。10年前にコロナがあったらどういうふうになっているのか時々考えて、私のような年齢でも携帯電話を持つ時代になりましたから、これから先どうなるのか。

委 員：アンケート取るにあたって、どんな変化が起こってもこれを出さなくてもいいという文言を入れてかないと、話違って来たよねとか、メンバーが変わるとまた違って来るよねでは、長い時間かけて作ったアンケート調査、ちょっともったいないような気がします。でもそれはその時にみんなで話し合ったことだから、それはそれで大切なことというふうに考えればいいですけど、世の中の変わり方がちょっと異常で…。

会 長：そうですね。これ作ったら5年間続行しますので、5年間大きいですね。生活スタイルが変わるから。

委 員：その時代に応じたものを付け加えていけばと思います。

事務局：プランに載っていないから、それをしないというのではないんですけども、その時代その時にあったものを考えていくというのがありますし、2ページにプランの期間で5年間とはしておりますけども、社会情勢の変化や法制度の改正などで必要に応じて見直しを行いますというふうにもしておりますので、そういったところに対応していければと考えております。

会 長：そうですね、大きく対応しなくちゃいけないと。他にご意見いかがでしょうか。

それでは次、21ページ、基本施策Ⅳ、身近な暮らしの場における男女共同参画の推進ですね、お願いします。

事務局：基本施策Ⅳ、身近な暮らしの場における男女共同参画の推進におきましては、家庭や地域活動等において、性別のよる固定的な役割分担意識を見直すための意識啓発を行います。また、防災における男女共同参画の推進を図るために、女性の参画を拡大し男女共同参画の視点や配慮を必要とする方への支援を取り入れた防災体制の整備を進めます。大きく変更した箇所はございません。少し文言を変えたりしておりますが、大きく変更してはございません。

会 長：はい、ありがとうございます。いかがでしょうか。

委 員：23ページの(2)の担当課にこども未来課を付けていただけてますけど、保育士さんの参加させていただいたり人権保育のさせていただけてますので、これ入れていただけて良かったなと思います。

会 長：こういう意見もどんどん言っていただくと事務局とってもうれしい、なかなかこれ考えていただくの大変で。ほんとは入れてあるのと無いのと違ってきますので。こういうの含めてこども未来課も一緒になってしていただくとありがたいですね。他いかがでしょうか、よろしいですか。

それでは、基本施策Ⅴ、生涯を通じた心身の健康と生活支援、事務局よりよろしく申し上げます。

事務局：25ページからの基本施策Ⅴ、生涯を通じた心身の健康と生活支援におきましては、男女それぞれの身体の特長や心身及び健康について理解し、思いやりを持って生きていくことが男女共同参画社会の前提となりますので、青壮年期の病気の予防と健康増進を図るために各種の健康診査等を実施するとともに、各部局でこころの健康が保たれ、すこやかに暮らせるよう、相談窓口の充実を図り、適切な対策・支援を行います。また、LGBTをはじめ多様な性的指向・性自認(SOGI)についての正しい理解を深めるための学習機会の提供、啓発など、誰もが心身ともに健康に暮らせる社会をつくるための取組みが求められています。こちらのほうも施策の概要の順番を変更させていただいております。内容等では大きく変わってはおられません。

会 長：ありがとうございます。施策Ⅴ、について29ページまでで、何かございましたらお願いします。いかがでしょうか。

副会長：Ⅴ、については、例年確かによく似た方針で大きく変わることはないわけですがけれども、非常に幅広い年代で、この課というのは大変なボリュームを扱っていることになる。ただ、毎年あまりやれてないところが浮き彫りにされてきておまして、例えば乳がん検診、市も一生懸命バックアップしてやっているが低い。いろいろアピールされているのに、反応が鈍い、もう一段踏ん張って市も含めてアピールして、もっともっとやっていかなければいけないことがある

んじゃないかなというふうに思う。ぜひ男女共同参画を起点にして、これだけの課が関わって見えるので、巻き込んでやっていただければいいなというふうに思う。

会 長：ありがとうございます。

事務局：すみません、休憩を入れさせていただきます。

会 長：それでは、基本施策VI. 男女共同参画を阻害する暴力等への取組みということで、事務局よろしくをお願いします。

事務局：はい、30ページの基本施策VI. 男女共同参画を阻害する暴力等への取組みにおきましては、市民意識調査では、被害を受けたときにどこにも誰にも相談しなかった人が約半数に及んでいます。安心して相談できる体制の整備を図るため、警察・相談所等との連携によりまして、被害者を最優先に支援できる体制を充実します。また、家庭環境の複雑化による児童虐待、高齢者虐待の対応についても虐待の予防、早期発見等の対応に努めるための取組みを進めます。また、性の多様性に起因するものを含め、職場等におけるあらゆるハラスメントの防止のため、広報・啓発に努めます。

ここでは、30ページの現状と課題のところに、ご意見をいただきました若年層のカップルの間で起こりますデートDVについても追記をさせていただきました。それから33ページの施策の方向(2)のところを素案の時は、セクシュアル・ハラスメントに特記しておりましたが、あらゆるハラスメントの防止に向けた広報・啓発というふうに修正させていただきました。以上です。

会 長：ありがとうございます。35ページまでということで、皆さんご意見いただきたいと思います。いかがでしょうか。

委 員：30ページなんですけど、DVに対しては具体的に対応が記載されているんですけど、セクシュアル・ハラスメントに関しては何かさらっと流して、根絶に向けた働きかけをしていく必要がありますということで、どういう働きかけをとかもうちちょっと肉付けをしたほうがいいんじゃないかと思うんですがどうでしょうか。

事務局：ご意見ありがとうございます。検討させていただきます。

会 長：検討させていただきたいということで、委員どうでしょうか。

委 員：先ほどのご意見、セクシュアル・ハラスメントに関連するんですけど、33ページの(2)セクシュアル・ハラスメントをここ削除されているんですけど、そういう状況であるにもかかわらず、あらゆるハラスメントを無くすのは本当に大事なことで、幅広い言い方だと思うんですが、男女共同参画課として考えると、ほかの課が考えてくれるかというと考えない。だから、セクシュアル・ハラスメントをはじめあらゆるハラスメントの防止にというふうにしていただきたいと切に思います。

会 長：事務局、そのところも先ほどのご意見も含めて、もう一度検討させていただきたいと思います。他



はいかがですか。

委員：暴力ということで、認知症の方への暴力という文言が説明ではありましたが、読んでみると認知症の例えば介護されている方がストレスが溜まって暴力という文言があればいいんですけど、ずっと見ていって認知症サポーターという言葉がポンッと出てくるので、そういう説明ももう少ししていただいたほうがいいかなと思います。

会長：ありがとうございます。認知症サポーターというところでもうちょっと肉付けをということでご意見いただいておりますがいかがですか。

副会長：認知症については、サポーターという形で知識を習得してもらった人にサポーターになってもらうのですが、これはかなり広がってきています。ドクターでもサポーター医というのが色々研修に行って知識を持って動き始めておりますので。特に認知症で行方不明になったり、家庭で認知症で困っている方を早く見つける、素早く対応して地域で見ていく、早く医療機関へ受診していただくように。皆さんどのような形で医療機関を受診するか悩んでいる。そこらへんも含めて、どう取り組んでいくか、街中でまず気づきの時点でスタートするわけなんです。非常に家族がどうしようか悩んでいると思いますので。認知症サポーターは非常に大事だと思っています。

会長：ありがとうございます。

事務局：担当課と相談します。

会長：はい、ご相談していただいております。他いかがでしょうか。

委員：私の認識不足かわかりませんが、暴力等についての…、ここに女性相談所それから女性弁護士ということで、女性と書いてあるんですが、これは女性でなければ相談はできないのかと思うところはあるんですが、わかりませんけど。

会長：確かに女性相談所と表記されていると、女性が相談に行きやすいという…。

委員：それは良くわかるのですが。

会長：そのところどうですか。

事務局：この女性相談所というのは、三重県女性相談所という機関がございますので、そこを表記しています。

会長：それは特定？他には無いんですか。

事務局：他にもDVに関して相談するところはあるんですけども、ここでいう相談員のスキルアップというところで女性相談所が実施するというような書き方をしております。

委員：弁護士もそう、女性弁護士なんていうたら弁護士は男性も女性もわかるんですけど、表紙に男女共同参画プランと書いてあるのにそこら辺の表記の仕方がわからないが、どうしたらいいのか。

事務局：実際、人権相談として窓口で受けていただいているのが女性の弁護士さんということで、以前

プラザ鈴があったとき、そちらも女性弁護士さん。

会 長：女性弁護士でなかったらこれは取り組めないということではないの。

事務局：できないということではないのですが。

会 長：男性でもそういう意識を持って取り組んでいただける方、どうなんですか、女性って表記するのは…。

委 員：例えば、女性だったら女性がDVを受けた場合、女性の相談員か女性の弁護士のほうが相談しやすいのかなとは思いますが、反対の場合、男性が女性弁護士にとかそういうのはどうなんだろう、男性は女性を求めているのか男性をもとめているのか、女性弁護士と書いて特定してしまうとどうなんでしょう。

委 員：書かんだらいいのに書いてあるから。

会 長：委員、お若いのですが、そういう観点からいかがですか。

委 員：表記の仕方だと思うんですが、例として代表として書かれたのならわかるけど、この文章読むと女性が突出してしまう。別に僕は女性の弁護士でも相談する人が女性でもいいと思いますけど、個人的には。女性という観点で見ると相談しにくいこともあるのかなという部分があるので、そういう部分で、相談の仕方という部分に関しては、表記の書き方を変えてもらったほうがいいのかと思います。

会 長：委員いかがです。

委 員：私も正直言って、言おうかと思ったんですが、ちょっと違和感があります。言わんとすることはよくわかりますが、やはりこの場にこれが出ていいのかということですね。別に男性でもいいんじゃないかと。

会 長：男性であってもいい社会でないとおかしいですね。

委 員：要は相談者がきちっと弁護士が聞いていただければ、そういう場があればいいが、特に女性と限定する必要はここではないのかなと思います。

委 員：女性の校長先生が初めてできたときに、そのころは女性校長会というのがあったと思う。今はないと思う。立ち上げの時はあっても自然に無くなっていくのがほとんどの男女共同参画社会だと思う。無くそうと思うのでなく、いつの間にか無くなっていったというのが本当。自然に無くなっていくというのが本当の姿だと思う。

会 長：そうですね。いかがですか。委員。

委 員：確かに、段々無くなっていけばいいなと思って。このところ、言われてみれば女性弁護士って、わざわざ断るのは。断らなくても、弁護士でいいんじゃないかという気がします。

それに関連すると、⑧のところ、配偶者のいない女性っていう風にわざわざ、確かにDVなんかは女性が圧倒的に多いと思うのですが、実際に保護する生活支援施設とかは母子の場合が多いから女性という風にわざわざ取り上げるのかなと思ったり、そこら辺が過渡期なのかなと。

会 長：委員いかがですか。

委 員：私はあっていいと思います。やられている人の気持ちになっていただいたら違うのかなど。もちろん男性がやられている場合もあると思うので、表記の仕方はもう少し考える方法はあるかも知れないですけど、女性弁護士だからこそ言えることもきっとあると思うんです。例えば、女性がされているとしたときに、旦那さんにされているのに、男の人を平気で目の前にできるかという、私はそうではないと思うので。私は自分がいじめられた経験があるので、いじめた人が随分経っているのにも関わらず、今前に立たれたら嫌だと思うので、やられた人の立場に立たれたら、そうはならないとは思っているので、ある意味ここは入り口なんであれば、弱い立場の人たちに寄りそう感じの言い方なんだと思えば、私はありなのかなど。ただ、もう少し表記の仕方は、先程言われたように男性がされてないとは限らないので、男性の方も入り込めるような形のほうが確かにいいなとは思いました。

会 長：いろいろご意見いただいていますので、そういうところも踏まえてご検討いただければと思います。なかなか微妙な…。

事務局：ご意見ありがとうございます。

会 長：他いかがですか。よろしいですか。

では、最後のところで36ページ、第5章プランの推進について事務局よろしくお願いします。

事務局：はい、第5章プランの推進では、プランの推進体制、また関係機関との連携、それからプランの施策実施状況の評価、それから推進のための調査、情報の収集と提供、また5番で推進のための指標を示しております。36ページに関しましては、素案と変更はございません。ただ、推進のための指標で、こちらのほうの表記が間違っておりまして、37ページ、38ページで再掲という言葉を入れておりましたので、そこを削除させていただいたのと、あと素案のときに施策V.の生涯を通じた心身の健康と生活支援のところの指標が、まだ入っていない状況でございました。今回「健康だと思っている市民の割合」ということで、健康づくり課が示している指標を5番のところに載せさせていただいております。5章につきましては、以上です。

会 長：ありがとうございます。5章につきましてご意見いただきたいと思います。また、参考資料のほうも見て、こんな言葉があったのというのも出てきましたけれども、そういったなかでご意見、全面的にでも結構ですので、今回のプランの中間案に関しまして、是非ぜひご意見いただければと思います。お願いします。

委 員：ちょっと戻るんですけど、9ページのこの中で、男女間で受け取り方の大きな差があるのが、家庭生活と地域社会ではないでしょうか。10ポイント以上ですね差がありますと。社会において、大きく男女共同参画をすすめないといけない枠組みとして、家庭生活と地域社会があるんじゃないかと、そういう捉え方をしてはどうかと思います。そういう観点から、この施策を見ていきますと、例えば地域社会のことに對しては、13ページに地域づくり連携課がやるこ

とに書いてあるんですけど、そこに書かれていることは、各組織に働きかけだけなんです。それはもちろん必要なんでしょうけども、それプラス支援活動、用語はお任せしますけど、ここでの男女格差が共同参画の差が縮まるようなことを、例えば研修会であったり、進んでいるところ同士がネットワーク作って、進んでないところも参加してもいいと思うんですけどネットワーク作ってお互いに高め合うとか、それを書いてほしいということではないんですけど。そのような支援活動があって、この男女差が縮まるところが地域社会であるし、地域社会が縮まっていけば家庭でも縮まっていくのかなど。地域社会と家庭生活の中の男女の認識差を縮められる何かを具体的な施策を何か載せたいなと思いました。

会 長：ありがとうございます。確かに具体性を持った文言が入ると入らないので随分違うと思うので。

委 員：そういう観点でいきますと、37ページに推進のための指標とありますね。基本施策のⅡ.では、市の審議会か市の職員の登用率があるんですけど、データを取るのが非常に難しいんですけども、民間会社であったり、地域社会の団体であったり、そういうところのデータも取ることをすすめていかないと、結果的にいつまでもその言葉が残ってしまうと思いました。

会 長：世の中全体、社会全体ということですね。行政だけでなく。

委 員：データ収集が大変だと思います。それはよくわかります。言うのは楽です。

会 長：でも、商工会議所とも連携して。

委 員：連携されますので決まった会社、企業でもいいかもわかりません。全部と言ったら大変なので。

会 長：ありがとうございます。そういうところも含めて今後活動していただければと思います。

事務局：ご意見ありがとうございます。

会 長：他いかがでしょうか、ご意見。

委 員：6ページ、7ページのところで、各課が赤でたくさんありますが、我々の意見を集約されて、いろんなどころの課に浸透していただくというのがよくこれでわかりました。ただ、これ広く浅くに、予算をどのように、予算を男女共同参画課から提案したこれについて、予算付けが無いと各課がなかなか浸透しにくいんじゃないかなと思うんですが、各課へのプッシュというか、今まで以上にしない課がここの中に組み入れられるわけですよ、たくさん。そこはこのプランをしっかり組んでいただかないと、薄く浅くなってしまう危惧があります。そのところ、心意気を予算対応をしてもらわないと。大風呂敷になり過ぎて薄くになっても何にもなりません。ありがたいことはありがたいですけど。周知徹底はどういうようにされるんですか。

会 長：いかがですか。

事務局：この赤字の各課のところなんですけれど、大きくは変わってなくて、列記の仕方を変えたところがあるんです。最初の説明で言いませんでしたので申し訳なかったんですけど、本来実施していた課が引き続きやっていただくというのが大きなところになります。

それから新たにそういう事業をしていただくところも、予算のほうは各課が予算計上しまして、事業の中に男女共同参画の意識を持っていただいて、すすめていただくということをお願いしております。男女共同参画の施策推進委員会がございまして、この関係の課長がそういう委員になっておりますので、そこは意識を持っていただいて事業をすすめていただけたらと思っております。

委員：特にこども未来課とか、いままで保育とかあまり入ってなかった部分がここで浸透するかどうかということですので、しっかりとその課の課長さんに励行していただいて。

事務局：そうですね、施策的には…、教育の面で保育の面で新たに追加させていただいた部分がありますので、そこはまた。

委員：よろしくをお願いします。

事務局：はい、ありがとうございます。

会長：ありがとうございます。他、折角の機会ですので是非ぜひご意見よろしく。

委員：34ページの女性弁護士のところ、松阪市の場合、顧問弁護士は男の人ですね。あの人にはこういう対応してもらえないのですか。

事務局：当課の人権相談の窓口は、市の顧問弁護士さんの事務所からお一人、女性の方に来ていただいて、1年契約で相談をしていただいております。

委員：松阪市の顧問弁護士には、こういうことはしてもらえないのですか。

事務局：また別ですね。

委員：その人がやってもらえたら、女性弁護士に括弧して男性弁護士も入れてもらえたら、女性弁護士だけに限らず男性弁護士も。

委員：ここで、女性弁護士に行政でよく使う「等」を入れといたらどうですか。そうすれば、女性と男性しかおりませんから。

事務局：ありがとうございます。検討させていただきます。

委員：弁護士というだけでは女性が安心しないというのですか、相談するのに。相談する人は弁護士はどなたか問い合わせたことないのですか。今はそういう時代に来ているという、男女共同参画がわざわざ女性と謳わなくても男女とも相談できる場所だというふうになっていかなければいけない。

委員：DVイコール女性っていうイメージが強すぎる。

委員：女性と書いてあるほうが安心なのと違いますか。これを全部切ってしまうと相談する人が不安に思って相談しないという感じがある。

委員：弁護士による人権相談として、下の欄のところは女性弁護士としてはどうですか。括弧でも入れておけば、女性なら行こうかなと。

会長：明記はしておいたほうがよいと。

委員：明記はちょっとだけでもしておいて、全部なしというのでは。

会長：ありがとうございます。事務局が県の冊子を。

事務局：県のフレンテの相談なんかも、男性のための電話相談とか女性のための相談というふうに、こちらでもそういうふうに分けた相談日を設けたりもしていますので、いろんなご意見いただいておりますので、検討していきたいと思います。

会長：なかなか弁護士ひとくくりで表すのも難しい、女性弁護士または男性弁護士と表記したほうが男性の方が、男性もいるんだと。

先ほど、データの話が出ました。委員のほうから、民間のデータもあったほうがいいんじゃないかと。委員さんいかがですか。青年会議所は、女の方も入ってみえますよね。そういった中で、会長さんとか副会長さんとか役職ってそれぞれに持ってみえたり、それから、当然事業所の集まりですから、女性が企業家さんで社長をされてる方とかいろんな方がみえると思うんですが、前と比べて今は。

委員：青年会議所として、位置づけ的には男女別々ではなく、昔から名前でも「君」として呼ぶとか、そういうことがあるんですけど、ただ今現在女性の会員が少ないですけど4名、県内の各市の会議所を見ても、女性でいちばん上の理事長になるというのは、今のご時世ならいいと思うんですけど、OBさんとかそういう部分で見られると、女性の理事長さんはどうなんやという部分は、今でもやっぱり、偏見ではないですけどそういう部分はあります。

会長：何となく、暗黙の了解みたいな空気が。

委員：そうですね、空気感がありますね。ただ、僕らとしては活動している部分では、男女関係なく一緒に目的に向かってやっているだけなので、その部分では別に特に男女の差というのは。

会長：そうですね。男女それぞれ自分の発揮できる才能というか能力というか。ある意味若い層からそういうのを変えていただけると、年配層としては時代が変わってきているのかという感じで変わっていけるのかなと思ったりしましたので。そうですね、現状としましてはまだまだということですよ。

委員：企業を起こす説明会なんかは、この頃女性が多いと聞いておりますが。

委員：女性の社長さん物凄い増えてきています。逆に女性のほうが…。

委員：商工で取れるかわからんな。

委員：全く個人的な質問なんですけど、いまフリーランスとして活動している方は、男女共同参画を理解したうえで、参画している人だと思いますが、参画に相当するなと思う方、手を挙げてもらえません。いないですか、はい。わかりました。

会長：フリーランスさんの職業自体も様々なので、わかりません。新しい用語ですけどね。

委員：ただ自分でいろいろ決めて、能動的に動いているわけですね。与えられたものをただ動かす、やるということでは決してできないと思うんですね。自分から能動的に動いている人がフリーラ

ンスと呼ばれる職業に就いていると僕は思って、共同参画の部に入っているのではないかと理解しているんです。

会 長：委員どうですか。

委 員：フリーランスは最近出てきたと思うんですけど、結構起業される方、フリーランスって個人経営の方ばかりですね。そういうことを認識されている方もみえれば、認識してない方も中には。ただ、フリーランスとひとくくりだけで考えると、ちょっとそこまで限定できないのかなと思います。確かに女性の起業が最近多いです、業種は様々ですね。

会 長：他なにかご意見あれば。

委 員：この冊子、松阪市と書いてありますね。松阪市という名称が付けばすべて松阪市ですね。ということは、松阪市の職員だけじゃなしに、松阪市も色々ありますやんか。先ほど言われた商工会議所もあるし、商工会もあるし、農業協同組合もある。たくさんありますね。そういったところの男女共同参画がどのような進歩しているか、どのようになっているのか、そのところ松阪市の商工政策課かとか、どこか、そういったところもすすめていかないと、松阪市のそれだけでは、これだけして終わっとっては、もうちょっと違った考え方、見方ができるのかなと思うので、このメンバーで色々話すのもひとつの方法かなと思うんですけど。

会 長：視察に行くとか。

委 員：色々あると思うんです、職場で色々違いがあると思うんです。そこらへんが偏ったところというけど、男性ばっかやんかというけど、致し方ない部分がありますよね。お医者さんだって学校の先生だって昔は少なかったけど、今は学校の先生も女性のほうが多い。そういったところを考えていくのも大切かなと。

会 長：学校は教育者の場合、どうですか。管理職関係なく。

委 員：女性教師のほうがやっぱり多いですね。小学校は特に女性が多いですね。中学校になると男性が多い。

委 員：副会長が言われた乳がんの啓発運動ね、松阪市は何パーセント、全国は何パーセント、県は何パーセント、具体的な数字をあげて、啓発運動そういう形でやれることからやっていけば、男女共同、何パーセントも大事だけでも、その辺を細かな目標であげていくというのも大事だと思うので。

副会長：そうですね、データに基づいて皆さんにお知らせするのは大事なところで、これは市のほうも一生懸命そのデータは皆さんのほうへ返してやっているのが現実ですね。全然オープンにしてやっていますので。そこらへんは、ただそれをどれくらいの人を読んでいるかということに関わってくるわけで、是非すそ野を広げたいなと思っています。

会 長：ありがとうございます。他いかがですか。

委 員：いちばん後ろに参考資料として用語解説がありますね。例えば15ページのワーク・ライフ・

バランスという言葉が出てくるんですけど、括弧して仕事と生活の調和と書いてあるんですけど、パッと見てワーク・ライフ・バランスって何なんだろうと思われる方も多いと思うので、こういう場に出られる方とか役所関係の方、例えばこれは一般の市民の方も見られるわけですね、最近カタカナとかアルファベットの略とかが多いので、そういう意味では、ワーク・ライフ・バランスも。

会 長：入れてほしいと。

委 員：用語もそういう目で見ると、これは入れていったほうがいいのと違うのかなというのを増やしていくべきではないのかなということがひとつ。

会 長：いいと思います。

委 員：それから、もうひとつレイアウトの問題なんですけど、第何章とか1 プラン策定の目的とかみんな明朝になっていると思うので、例えばこの部分だけゴシックに変えてもらおうとパッと目に入ってくるのか、そういう視覚的なものも考えていくべきかなというふうに思いましたので。

会 長：視覚的な部分って、とっても大事だと思います。そういうところも、いままでとは表記を変えていただきたい。デザインを変えていただけると。

委 員：事務局に質問なんですけど、さっきから議論されている女性弁護士の関係なんですけど、これは人権相談の実施ということなんですけど、これは男性の弁護士も女性の弁護士も基本的にはみえるわけですよね、相談できる相手というのは。

事務局：女性弁護士のみです。

委 員：のみなんですか、そしたら結構です。

会 長：なぜ、女性のみ。

事務局：元々女性の弁護士さんでお願いしますということで来ていただいておりますので。

委 員：そうすると、例えば相談者から女性がいいとか男性がいいという選択も一切できないわけですね、一人しかいないから。

事務局：女性だからどうだったというお声はないのですが、男性の弁護士に来てくれとか。女性の方でなく男性の方をと、そういうお声も今のところないですね。元々女性弁護士さんでということをお願いした経過がございます。

委 員：それは例えば委嘱をして相談者が選択できるという選択肢はないわけですね。

事務局：そうですね、はい。

副会長：それは課のなかでは、この表現は適当というこれしかないんだという形で進んできたという認識ですよ。

事務局：はい。

副会長：そこで違和感を感じませんでしたか。これが当然なんだと。

事務局：女性の弁護士さんだから相談しやすいというのが元々そういうところがありまして。



副会長：元々そういうところで、そういう考えできているなかで、男女共同参画だと、この何人かの方はこれ女性に限定していいのかという思いの人がみえるわけです。そこらへん相談に乗っていただく人権相談の実施ですわね、ここらへんは弁護士さんだけが相談に乗れるのかというと、相談に乗れる方、他にもあるんじゃないですか。例えばそれ以外の人にはどんな人がいるのか、社会福祉に関わっている人で、相談業務に関わっている人たちも含めて幅広い人権相談というのは、弁護士さんに限らずあともあるんじゃないかと思う。先ほど出ましたように、弁護士さんなどという表現では通らないんですか。

事務局：これは、特化した弁護士相談という一つの相談業務をしておりますので。

副会長：特化しているわけですか。

事務局：はい、月一回弁護士さんに来ていただいて、相談できる日がありますということで、皆さんにお知らせしています。

副会長：それを言いたかったんですね。その中で女性弁護士というのが強調されとるので、例えば私、産婦人科医ですのであれですが、例えば女医というのは、看板にも女医と、女医さんを目指して来るという方もおられるわけですね。そこらへん男性の産婦人科医はどうなのか。今までずっと圧倒的に男性の方が多かったから、女医さんというとテレビでも女医何とかとってドラマがありますけど、特殊な人が特別扱いみたいな感じだと思うわけです。ですから、やはりここは限定したと言われると、それ以上議論の余地がないわけですが、男女共同参画のなかで若い人たちも含めて、これからの人たちも含めて見たうえで、女性弁護士というと何か特殊すぎいなと思うのかどうかちょっとよくわからないですけど、そういう思いを駆られるのは事実です。何人かそういう意見も出ました。それを崩せないのかというのは、この審議会は崩せないままでいくのか。

事務局：そこはまた協議させていただきなかで。

副会長：ひとつ聞きたかったのは、部内というかいわゆる男女共同参画の課長さんとかその他の方がみえるなかで、これどうなんだという意見が全然無かったんですか。

事務局：推進委員さんとかいろんな方にも見ていただいていましたけど、そのご意見は無かったです。

副会長：無い、わかりました。

委員：6 ページ、7 ページで、アンダーラインが引っ張ってあるのと引っ張ってないのと、これ出版されるときには線は全部消えるわけですね。

事務局：この下線は、黒い線ですね。

委員：それはどういう意味。

事務局：これは、女性活躍推進法ができて、その時に市町村でも推進計画を作成するようにということで、28年に女性活躍推進法ができたときに…。

平成30年度の審議会におきまして、プランに追記させていただいた項目です。

委員：ペーパーレスの時代、この6ページ、7ページをコンピューターで出すと、スッと次寄せてら  
施策のこれが出てくると、普通はね。例えば、こころの健康支援の地域福祉課のところを押せ  
ば、次の施策が出てくる。すべてペーパーでこれからやられる予定ですかね。

事務局：ホームページには、このままPDFという形でリンクまでは考えてないです。ページがそのま  
ま1ページからずっとというような感じで。

委員：リンク貼りした方がいいと思います。

委員：そうでないと、見る気せんわ。ペーパーレスの意味がない。

会長：きっと、PDFとさっきおっしゃってましたでしょ、そのほうがお金も掛からないけど、クリ  
ックで変換できるのは、それ入れてもらわなくちゃいけないですよ。フォーマットというか  
何かを。そうするとお金がいるんです。そういう予算だてをしてるかどうかやね。

事務局：今までそういうことをやってなかったので、検討させていただきます。それがすぐできるかど  
うかというのは申し訳ないです。

委員：多分どこかのホームページ作る業者に頼んどるでしょ。そしたら携帯でも見てスッスーと。

会長：できますよね。

委員：リンク貼りは、お金要らないと思いますので、多分そのままリンク貼るだけですので。

会長：なかなか、この頃IT化で何かね、出来ることと出来ないこと。

委員：ペーパーレス化しないと段々金が掛かって、住民に送る場合に金がものすごく掛かる。

会長：これは住民全員に送らないんですよね。

委員：そうすると、ホームページだけ載せとくだけ。それなら見やすいほうがいいね。

会長：本来は、皆さんの目の見えるところに認知していただくといいんですが、なかなかそこまでは。  
もっとコンパクトなのは作るよね。

事務局：概要版ということで作らせていただくのですが、回覧という方法で考えております。施設とか  
に何冊か置かせていただいて、欲しいと言われる方があれば、お渡しさせていただくように考  
えておりますが、全戸配布という形では。

委員：ソジという言葉があれば、何かなと思ってポッと押したらそれだけ出てくるとか、そういうの  
は出来ますよね。後ろの用語解説。

委員：これをそのままホームページにやと、スキャンしたらええだけの話で、何もいらへん話やと思  
うね。工夫してもらったほうが。

事務局：ありがとうございます。

会長：ということで皆さんよろしいですか。プランに関しましては、以上で終わりにさせていただき  
たいと思います。事務局のほうその他で何かございますか。

事務局：また戻ってプランのことで申し訳ないですが、今後の予定としまして、本日皆さまからいただ  
きましたご意見等をもとに、すべてのところを修正というわけにはいきませんが、反映で

きるように考えていきたいと思います。そして9月23日からパブリックコメントということで、市民の皆さまからも広くご意見等いただき、最終案を作成して、また皆さまに審議をしていただく予定となっておりますので、よろしくお願いいたします。

会 長：では最後、副会長お願いします。締めていただいて。いろんな意見いただいているので、なかなかそういう意味では有意義な委員会

副会長：今、会長がおっしゃられたとおりで、いろんな意見を聞かせていただいて、やっぱり意見があるということ、これは無いよりもあったほうがいいので、若い方も中高年の方もみえるわけで、これは見解の相違も多々ある。そういうなかで、男女共同参画というのは、長い長い道のを歩んで今に至っているわけですけど、まだまだどっかで、全部シュツときれいにスカッといったということは…、どこかに残る部分がある。そこらへんは、僕もまだ苦労してやっていく必要があると思いました。本当に今日はありがとうございました。ご苦労様でした。

会 長：ありがとうございました。お疲れ様です。